

士幌町地域創造発信拠点施設 地場産品等販売コーナー出品事業者募集要項

士幌町内事業者様対象

1. 募集目的

士幌町地域創造発信拠点施設「新・道の駅」は、「休憩」「情報発信」「地域連携」という「道の駅」の基本機能を備えるとともに、レストラン、農産物や地場産品の直売所などのコーナーを通じて、地域サービスの拠点としての役割を担うべく移転新築いたします。

士幌町は、基幹産業の農業に加え、6次産業化の推進による農畜産物の加工の取り組みが活発なまちです。「新・道の駅」は、このような士幌の魅力と可能性を積極的に発信すると同時に、お客様や生産者の皆様のご意見、思いに耳を傾けることにより、単なる「売り場」にとどまらない、地域振興、地域経済の活性化につながる施設を目指しております。

このような方向性を踏まえ、地場産品の販売コーナーにおいては、地域一体で作る士幌ブランドの開発、育成も視野に入れながら、町内の事業者の皆さんにも幅広く参画いただき、ともに手を携えて士幌町の魅力発信を進めてまいりたく、本募集要項を定めるものです。

2. 士幌町地域創造発信拠点施設「新・道の駅」概要

- (1) 所在地 河東郡士幌町字士幌西2線134番地1
- (2) 規模 敷地面積 21,910 m²(内 国土交通省区域 5,804 m²)
- (3) 駐車場 大型車 11台、乗用車 148台、障がい者専用3台、自動二輪車 12台、EV充電器専用2台
- (4) 延床面積 木造平屋(一部2階) 840 m²
- (5) 施設内容 地場産品等販売コーナー(38 m²程度の予定)、軽食提供コーナー1(ソフトクリーム等)・2(軽食等)、飲食提供コーナー、情報提供コーナー他
- (6) 開館時間 午前9時～午後6時(11月から3月までは、午前9時～午後5時)(いずれも予定)
- (7) 休館日 12月30日～1月3日(予定)、施設点検日
- (8) オープン 平成29年4月下旬予定
- (9) 設置者 士幌町
- (10) 管理運営 士幌町商工会(指定管理者制度による)

3. 出品要領

本募集では、青果物は対象としておりません。青果物の出品にあたりましては、青果物出荷組合を設立して運営する予定です。詳細は追ってご案内いたしますので、出品を検討されている生産者様は、今しばらくお待ちくださいますようお願いいたします。

- (1) 出品を希望される事業者様は、次項の要件を満たしていることを確認のうえお申し込みいただき、指定管理者が、出品事業者として登録するかどうかを審査により決定いたします。
- (2) 出品事業者として登録することを決定したのち、出品商品を審査により決定します。
- (3) 商品の陳列場所は、指定管理者に一任していただきます。
- (4) 商品の陳列方法は、指定管理者と出品事業者が事前協議のうえ決定します。

- (5) 指定管理者が出品事業者から販売の委託を受ける委託販売方式とし、販売代金から販売手数料等を差し引いた金額を出品事業者にお支払いします。指定管理者は、出品商品の仕入れ、買い取りはいたしません。
- (6) 出品商品の品質管理(賞味期限等)、品質表示等(法律で定める表示)については、出品事業者の責任とします。また、万が一に備え、損害賠償に対応できるだけの製造物責任保険(PL保険)に加入いただきます(製造者が同保険を付保している場合を除く)。
- (7) 指定管理者から、出品にあたり必要な書類を求められた場合は、指示に沿って提出いただきます。

4. 出品事業者の要件

出品事業者として登録するにあたっては、下記すべての要件を満たしている必要があります

- (1) 土幌町内に主たる事業所がある法人または町内の個人事業主であること(指定管理者の事業運営上必要がある場合はこの限りではありません)。
- (2) 次項の要件を満たした商品の出品が可能である(または予定されている)こと。
- (3) 当販売コーナーへの出品商品の搬入、搬出が自らできること。
- (4) 出品商品の搬入について指定管理者の要請期限に応じられること。

※以上の要件を満たさない場合でも、審査により事業者登録を認めることがありますので、まずはお問い合わせください

5. 出品商品の要件

土幌町で生産、加工、企画、開発、または原材料の調達が行われ、「地場産品」として販売できる商品を原則として、下記の対象品目と出品条件により審査のうえ決定します。

対象品目	出品条件
食品全般	品質管理(賞味期限等)、品質表示等(法律で定める表示)が的確になされている食品(青果物を除く) ①保健所の許可を受けた施設において、出品事業者自らで製造 ②出品事業者が調達した原材料により、保健所の許可を受けた施設を保有する他事業者に製造を委託 ③必要に応じて出品事業者が仕入れ
お土産品	地域特性が感じられるお土産品
工芸品	土幌町に縁のある素材の使用や、制作者が技巧、工夫を凝らした「もの」と認められる陶芸、木工、手芸などの工芸品
季節商品	時季、季節などの特定期間や特定日に需要が見込める商品
その他	その他運営上、とくに必要と認めたもの

出品を決定した後、販売が不相当と認められる事案が生じた場合には、決定を取り消すことがあります。

6. 出品事業者登録

出品事業者として登録することを決定した場合は、POSシステムを利用するため、事業者番号を取得のうえ、登録料として2,000円を納めていただきます。

7. 販売価格の設定

- (1) 販売価格は、出品事業者が自由に設定できるものとします。
- (2) 消費税の取扱いは、外税方式とします。
- (3) 販売価格が市場価格等と比較して著しく均衡を欠く場合には、出品事業者に対して価格の是正を求めることがあります。

8. 販売手数料等及びその決済

- (1) 販売手数料は、下表の通りといたします
- (2) 出品商品にはバーコード(J A Nコード等)を表示していただきます。バーコードの表示がない場合には、専用のラベル発行機にてバーコードラベルを有償(下表の通り)にて発行し、全品に貼付のうえ搬入いただきます。

項目	販売手数料率	バーコードラベル発行代
非食品を含む常温保存可能商品	販売代金の 10%	発行 1 枚につき 2 円(税別)
要冷蔵・要冷凍の食品	販売代金の 13%	士幌町商工会・士幌町観光協会いずれかの会員の場合、同 1 円(税別)

- (3) 販売手数料は、販売代金に標記の販売手数料率を掛け合わせ、消費税を加算した金額とします。
- (4) 販売手数料、バーコードラベル発行代の算出にあたり 1 円未満の端数は切り捨てとします。
- (5) 消費税込販売代金から販売手数料及びバーコードラベル発行代を差し引いた金額を、月末締めにて、翌月末に出品事業者の指定する口座に振り込みの方法でお支払いします。なお、振込日が金融機関の休日にあたる場合は、前営業日とします。振込手数料は出品事業者の負担とします。

9. 出品商品の搬出入、売れ残り品の取扱い

- (1) 基本搬出入時間：営業時間中随時可能としますが、来館客の買い物等の行動を妨げないよう十分注意するものとします。また、時期によっては、指定管理者が搬出入時間を別途指定することがあります。
- (2) 出品商品の搬入の際は、館内設置のラベル発行機にてバーコードラベルを発行し全品に貼付のうえ(バーコードの表示がない場合)、決められた場所に陳列してください。
- (3) 賞味期限の残存日数が短い商品の場合は、出品事業者にて継続販売(価格変更を含む)または搬出の判断をしていただきます。
- (4) 賞味期限切れなど、商品の販売を継続できないと認められた場合は、指定管理者の判断で商品をバックヤードに引き下げ、翌営業日中に搬出されないものは処分することとします。

10. 販売状況の通知

追加搬入や以降の搬入数量の判断に役立つため、販売状況を E メールでお知らせするメール配信システムを導入いたします。希望される出品事業者は出品事業者登録申込書にメールアドレスをご記入ください。

11. その他

- (1) 展示品、出品商品の管理については、指定管理者が注意を払いますが、万一、商品の盗

難、破損等が生じた場合、指定管理者は一切の責任を負いません。

- (2) 出品商品に、出品事業者から指定管理者へあらかじめ通達されていない瑕疵が認められた場合、出品事業者は、ただちに代金の減額または修理並びに購入客がこうむった損害につき賠償の責任を負うものとします。
- (3) 出品商品の瑕疵に関して、当販売コーナーにおいてクレームや事故が発生した場合は、指定管理者は当該事業者と協議し速やかに対応するものとします。その際に発生した費用(前号の損害等を含む)については、当該事業者が直接負担するか、または指定管理者が当該事業者にその負担を求めることができることとします。
- (4) 出品事業者が本要項に違反していると認められるとき、また、出品商品の販売状況によっては、指定管理者が改善勧告をし、または出品を取り下げることがあります。
- (5) 施設において開催されるイベント等及びその他運営等においては積極的にご協力をお願いします。

12. 申し込み方法

(1) 申込受付期間

第一期募集期間：平成 28 年 12 月 9 日(金)まで (必着)

※第二期以降の募集についてはあらためてご案内いたしますが、オープン日からの販売をご希望の事業者様は、極力第一期募集期間内にお申し込みください

出品を希望する事業者様は、以下の書類を下記宛に郵送、ファクシミリまたは持参により提出してください。

①出品事業者登録申込書(様式第1号)

②出品明細書(様式第2号)

③加工食品の場合、食品表示(名称、原材料名、内容量等)が明記された商品の現物または写真

※出品事業者登録のみの申し込みはお受けできません。出品商品が計画中などの場合は、②にその概要を記載し、同時に提出してください

※商品数が多い場合は②をコピーしてご記入ください。なお、提出いただいた書類は返却いたしません

(2) お申し込み及びお問い合わせ先

士幌町商工会 (指定管理者)

〒080-1227 士幌町字士幌西 2 線 1 6 2 番地 タウンプラザ 1 階

担当：高杉 E-mail：n-takasugi@shokokai.hokkaido.jp

電話 5-2614 / FAX 5-2652

13. 出品事業者登録および出品決定の通知

- (1) 第一期募集期間内に申込書類を受領し、かつ書類に不備がない場合には、平成 29 年 1 月 16 日(月)までに書面またはお電話にて通知いたします。
- (2) 審査内容、結果等に関するお問い合わせには、一切応じられませんのでご了承ください。
※事業者登録および出品が決定しましたら、製造物責任保険(P L 保険)の写しを提出いただきます。また、指定管理者と販売委託契約を結んでいただきます